

各 学 校 長 殿

奈 良 県 く ら し 創 造 部  
青 少 年 ・ 社 会 活 動 推 進 課 長  
( 公 印 省 略 )

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正に伴う  
改正内容の児童・生徒への周知について（依頼）

平素は、児童生徒の健全育成にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、青少年に「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」規定の新設等に伴う奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例が本年10月7日に成立致しました。

改正内容は、昨今のスマホ、SNSの爆発的な普及により、青少年が自画撮り被害に遭う事案があとを絶たず、また、SNSでの出会いから深夜に青少年が成人から呼び出されたり、成人宅に赴き、居続けるといった事案があり、このような事案を規制、抑止するため、条文を新設、また見直しを行ったところです。

具体的な改正内容は、別添資料のとおりですが、特に児童ポルノ等の提供を求める行為（いわゆる自画撮り要求行為）にあっては、大人が青少年に要求するばかりでなく、青少年同士でもあり得ることで、

例えば、

- 交際中の生徒同士で自画撮りの画像を送り合っていたが、交際が破綻して怨恨の感情となり、その相手方の自画撮り画像をネット上に拡散させた
- 同級生同士で自画撮り画像をSNSでやり取りしていたが、その後いじめに発展し、特定の者の画像を同級生の異性や学校内に拡散させた

といった事案が実際に発生しています。

従いまして、本条例改正では、

何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。

という規定を設けています。

貴校におかれましては、上記のような事案が発生することのないよう、別添の啓発チラシ等をご活用いただきまして、児童・生徒への周知、啓発をお願いします。

また、見ず知らずの大人が同年代の同性になりすまして近づくということも多々あることから、誰から要求されても、自らの裸体等を撮影した画像等を絶対にメールやSNSで送らないよう注意喚起をお願いします。

学校の行事、授業等、非常にお忙しいことと思いますが、学級活動・ホームルーム等で担任教諭から児童・生徒に広く周知いただき、この種の事案が県内の児童・生徒において絶対に発生しないようご協力の程お願い致します。

ネット上に拡散された画像等は、いわゆるデジタルタトゥーとなって半永久的に消去不能となり、被害に遭った青少年の精神的苦痛は計り知れないものとなります。

自画撮り被害に遭っているのは中、高校生ばかりでなく、小学生も被害に遭っていることを申し添えます。

## 資料

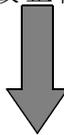
奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 自画撮り要求行為に対する規制 **新設**

- ① 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない（条例第34条の2）  **一般禁止規定**  
<公布と同日施行>
- ② 上記①に違反して  
ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、提供を求めた者  
イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、提供を求めた者  **30万円以下の罰金**  
(条例第42条第3項第11号)  
<令和2年4月1日施行>

### 2 深夜外出の制限に係る規制 **規制対象行為の拡大・罰則の強化**

<令和2年4月1日施行>

- ① 条文の見直し（条例第32条）（規制対象行為の拡大）  
<改正前> 保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、何人も、深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間帯）に青少年を同伴して外出してはならない  
  
<改正後> 保護者の委託を受け、又はその同意を得る等正当な理由がある場合のほかは、何人も、深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間帯）に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない
- ② 罰則の強化  
10万円以下の罰金又は科料  **30万円以下の罰金**  
(条例第42条第4項第3号) (条例第42条第3項第8号)

### 3 入れ墨を施す行為等の規制（条例第35条） **文言の修正**

<公布と同日施行>

- <改正前> 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、又は入れ墨を受けることを強要し、勧誘し、若しくは周旋してはならない。  
  
<改正後> 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又は入れ墨を受けることを勧誘し、若しくは周旋してはならない。

※ 主な改正の概要は以上のとおりですが、特に、自画撮り要求行為に対する規制について、

- 友達同士でも、裸や下着姿等の画像等を要求してはいけない、送ってもいけないこと。
- ネット等で知りあった人は、なりすまし等が多々あり、絶対に信用せず、要求されても裸や下着姿等の画像等を絶対に送らないこと。を児童、生徒に指導願います。

## <解説>

### 1 自画撮り要求行為に対する規制

児童とは、18歳に満たない者のことをいいますが、児童ポルノ等とは、

- ・ 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- ・ 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ・ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

の写真や電磁的記録、また電磁的記録に係る記録媒体、その他の物をいいます。

電磁的記録はデータであり、電子メール等に添付された画像等をいい、電磁的記録に係る記録媒体とは、それらの画像等データを書き込んだ例えばUSB、DVD等をいい、その他の物とは、それらの画像を印刷し送信したファックス等をいいます。

例えば水着姿や下着姿が写る画像等は、児童ポルノ等にはあたりません。

しかし、そういった画像を友達間で送りあい、後刻、誰かがインターネット上に投稿等した場合、その画像はデジタルタトゥーとなって半永久的に消去不能になることから、そういった画像も友達間で絶対に送信してはいけません。

### 2 深夜外出の制限に係る規制

スマートフォン、SNSの普及により、児童、生徒がそれらを通じて大人と知りあう機会が増加しています。児童、生徒がSNSで様々な相談等をし、言葉巧みに大人から呼び出されたり、児童、生徒がその知りあった大人宅等に自ら赴き、居続けるといった事案がありますが、これまでの深夜外出の制限規定では、児童、生徒を呼び出す行為や大人が児童、生徒を自宅等に留め置く行為は規制できませんでした。

これまでの深夜外出の制限規定では、大人が児童、生徒の保護者から委託や同意を得る等正当な理由なく、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの時間帯）に同伴して外出してはならないという規制でした。

「同伴して外出」とは、同行、同席して外出している状態をいいますが、今般改正する「連れ出し」とは、児童、生徒の自宅を訪問して連れ出すばかりでなく、電話やメール等で呼び出す行為も含みます。

「とどめ」とは、児童、生徒の自宅以外の場所に居させる行為をいいます。

そして、連れ出し、同伴、とどめともに、児童、生徒がその状態に至った時刻には関係なく、その状態が深夜に及んだ場合、規制されることとなります。